

滋 障 福 第 349 号
令和 4 年(2022 年)3 月 4 日

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

令和 3 年度における健康福祉サービス自己評価の実施について

本県では、「本県における健康福祉サービス評価システムの推進について（サービス評価基準および評価制度検討委員会報告書）」により、県内の全ての施設・事業所において、毎年度、健康福祉サービスの自己評価を実施されるよう推進しているところです。また福祉サービスの自己評価は事業所の指定等の基準上、実施することとされています。

つきましては、福祉サービスの質の向上を図り、利用者に適切なサービス情報を提供するというサービス評価の趣旨を御理解いただき、自己評価を実施願います。

自己評価の実施にあたっては、別記および別添フロー図に留意されるとともに、下記期限までに、しがネット受付サービスにて御報告くださるようお願いします。

期限

令和 4 年 4 月 27 日 (水)

ただし、障害児通所支援事業所のうち、令和 3 年 10 月 1 日以降に指定を受けた事業所については、報告不要（次年度からの届出）

※今回報告不要の場合にも、自己評価は概ね 1 年に 1 回以上実施し、結果の公表を行ってください。

しがネット受付サービス

下記の URL からしがネット受付サービスにアクセスしていただき、「ログインして申請に進む」または「メールを認証して申請に進む」を選択し、自己評価実施状況について報告を行ってください。（「ログインして申請に進む」については LINE アカウントまたは Google アカウントによりログインできます。「メールを認証して申請に進む」の場合は、メールアドレスを入力し返信メールに記載される URL から入力画面に進んでください。）

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/1628289647732868920>

記

留意事項

【障害児通所支援事業所にかかる自己評価結果等未公表減算について】

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援については、自己評価結果等の公表が、期限までに県に報告されていない場合は、指定通所基準第26条第5項（第54条の5及び第54条の9において準用する場合も含む）および第71条、71条の2または71条の6において準用する第26条第5項に規定する基準に適合していないものとして、令和4年4月1日より、当該状態が解消されるに至った月まで、障害児通所給付費に減算を適用します。

対象事業所には、本県から別途障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出による減算の適用を指示します。（別添フロー図参照）

注：令和3年10月1日以降に指定を受けた児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所（基準該当、共生型含む）については、減算の適否を令和5年4月の報告時に判断します。

ただし、基準上、概ね1年に1回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、指定後1年を目途に自己評価の実施、結果の公表を行ってください。

例1) 令和3年4月1日指定の事業所

→令和4年4月30日までに報告をしない場合、令和4年4月サービス提供分から減算を適用します。

例2) 令和3年10月1日指定の事業所

→基準上、概ね1年に1回以上、自己評価を実施し結果等を公表することとなっていますので、令和5年3月31日までに公表を実施し、令和5年4月に届出を行う場合には、減算の適用は行いません。

※自己評価の実施、公表と減算の適否は年度ごとの報告により管理します。』

【評価基準について】

評価基準については、

- ・障害福祉サービス共通評価基準①〔障害者／施設、グループホーム〕
- ・障害福祉サービス共通評価基準②〔障害者（児）／在宅〕
- ・放課後等デイサービス自己評価表
- ・児童発達支援自己評価表

の4種類を主に用いて自己評価を実施していただくようお願いいたします。

なお、放課後等デイサービス自己評価表及び児童発達支援自己評価表は放課後等デイサービスガイドライン及び児童発達支援ガイドラインの別添と同内容です。

別添「参考評価基準一覧」についても御確認ください。

(別記) サービス等自己評価の実施手順等について

1. サービス等自己評価の実施等

(1) サービス等自己評価の実施

別添「自己評価実施ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」又は「児童発達支援ガイドライン」を参考にしながら、「(分野別) 障害福祉サービス共通評価基準」「児童発達支援自己評価表」または「放課後等デイサービス自己評価表」により自己評価を実施してください。

(2) 「自己評価実施状況報告書」等の作成および提出

①報告書の作成

上記に1 (1) に基づき、自己評価を実施した事業所については、別添「自己評価実施状況報告書」を作成ください。なお、下記の場合は、作成いただく「自己評価実施状況報告書」は1部で結構です。

ア) 居宅介護、重度訪問介護、行動援護または同行援護事業を同一事業所において実施する事業所

イ) 多機能型事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び障害児通所支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行っている事業所）

※イにおいては、障害者と障害児のサービスの多機能型事業所の場合、「障害福祉サービス共通評価基準①〔障害者／施設、グループホーム〕」、「放課後等デイサービス自己評価表」又は「児童発達支援自己評価表」のうち、2種類または3種類の評価基準を使用し、自己評価を実施していただくことになります。

②報告書の報告

作成いただいた「自己評価実施状況報告書」および公表内容（提出資料一覧を参照）を、大津市所在以外の事業所はしがネット受付サービスにて県障害福祉課へ報告して下さい。

報告期限については、

令和3年4月1日現在で指定を受けていた事業所：令和4年4月27日

※令和3年10月1日以降に指定を受けた事業所は次年度から報告を求めます。

下記のURLからしがネット受付サービスにアクセスしていただき、自己評価実施状況について報告を行ってください。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure/1628289647732868920>

県届出対象事業所：大津市所在以外の事業所

(3) サービス自己評価集計結果の公表

各事業所から提出いただいた報告書を集計した結果については、県ホームページで公表を行います。あらかじめ御了承ください。公開しているホームアドレス等は3の項目を参照ください。

2. 自己評価結果の公表

障害児関係事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援）は、自己評価結果（※）及び改善内容を、インターネットその他の方法により広く公表してください。

また、実施時期および公表方法は、健康福祉サービス自己評価結果報告書により、県（しがネット受付サービスにより）または大津市障害福祉課に必ず報告してください。

上記以外の障害児関係事業所および障害者関係事業所は、自己評価結果等の公表を行う場合には、公表方法等を自己評価結果報告書に御記入ください。

※児童発達支援事業所は、事業所における自己評価結果及び保護者からの事業所評価結果を公表する必要があります。

3. 健康福祉サービス評価のホームページについて

健康福祉サービス評価システムのホームページを開設しています。過年度の自己評価結果をはじめ、評価基準・ガイドラインについても掲載しています。評価基準のダウンロードもできますのでご利用ください。

UR L : <http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryuhukushi/chiiki/14990.html>

4. 問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係 井上

TEL : 077-528-3544

Mail : ec0007@pref.shiga.lg.jp

参考：自己評価実施の根拠

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第 22 条第 3 項 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第 24 条第 2 項 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 57 条第 3 項 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型は準用規定】

第 121 条第 3 項 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 133 条第 3 項 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第 210 条の 5 第 4 項 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第 20 条第 3 項 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【医療型障害児入所施設に準用】

(4) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 3 項 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。【医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援に準用】

(5) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 4 項 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】

- 一 当該指定児童発達事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

- 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

(6) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準

第 26 条第 5 項 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。【放課後デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援に準用】

(別表)

滋賀県健康福祉事務所等一覧

健康福祉事務所等	所在地	所管の区域
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	〒525-8525 草津市草津3-14-75 TEL 077-562-3527	草津市、守山市、 栗東市、野洲市
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 TEL 0748-63-6111	湖南市、甲賀市
東近江健康福祉事務所 (東近江保健所)	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-22 TEL 0748-22-1253	近江八幡市、東近江市 日野町、竜王町
湖東健康福祉事務所 (彦根保健所)	〒522-0039 彦根市和田町41 TEL 0749-22-1770	彦根市、愛荘町、豊郷 町 甲良町、多賀町
湖北健康福祉事務所 (長浜保健所)	〒526-0033 長浜市平方町1152-2 TEL 0749-65-6660	長浜市、米原市、
高島健康福祉事務所 (高島保健所)	〒520-1621 高島市今津町今津448-45 TEL 0740-22-2525	高島市

※健康福祉事務所にて結果の公表を行う場合は、しがネット受付サービス
にて自己評価の報告書等を届け出た後、上記健康福祉事務所の所管住所
地等をご参照の上送付してください。